

長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領（令和3年12月20日付け内閣府地方創生推進室及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡別紙3。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に係るPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）及び抗原定性検査を無料で実施した場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 以下に該当するPCR検査等及び抗原定性検査を無料で実施する事業

ア 新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者（以下「無症状者」という。）が、経済社会活動を行うに当たりワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組において必要なため受検する検査

イ 感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる県民のうち、無症状者が、感染拡大の傾向が見られる場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき知事が行う検査受検の要請に応じて受検する検査

(2) 検体採取の実施場所を確保する等前号の事業の実施に必要な体制を整備する事業

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、実施要領第2条第3項の規定による実施事業者として知事の登録を受けた者（以下「検査実施事業者」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 交付の額は、次の各号に掲げるところにより算出された額の合計額とする。ただし、当該各号で算出された額が、百円未満の端数が生じた場合は、それぞれ当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 第2条第1号の事業

ア 令和4年8月31日以前実施事業

検査1件ごとに別表第1第2欄の基準額と第3欄の対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額に検査件数に3,000円を乗じて得た額を加算して得た額に第4欄の補助率を乗じて得た額

イ 令和4年9月1日以降実施事業

別表第1第2欄の基準額と同表第3欄の対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計に、別表第2第1欄の区分に応じた同表第2欄のその他経費の合計を加算して得た額に、別表第1第4欄の補助率を乗じて得た額

ただし、別表第1第2欄(1)ウ②又は③に該当する場合は、PCR検査等については、1ヵ月ごとに別表第1第2欄の基準額の合計と同表第3欄の対象経費の実支出額の合計を比較して少ない方の額に、別表第2第1欄の区分に応じた同表第2欄のその他経費の合計を加算して得た額に、別表第1第4欄の補助率を乗じて得た額とする。

(2) 第2条第2号の事業

別表第1第2欄の基準額と第3欄の対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額

(交付の条件)

第5条 次の各号に掲げる事項は、交付の条件とする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、第9条第2項に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 規則第19条第1項に規定する知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により速やかに知事に報告しなければならないこと。
- (6) 前号の報告があった場合において、知事は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはな

らないこと。

(交付申請書兼実績報告書の様式、関係書類及び提出期限)

第6条 規則第3条に規定する交付申請書及び規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号-1)とする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 精算額算出内訳書(様式第3号)
- (2) 検査実績報告書(様式第4号)
- (3) 体制整備費集計表(様式第5号)
- (4) 検査件数及び営業日数報告書(様式第6号)
- (5) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付の決定等)

第7条 知事は、前条の書類を審査し、申請内容が適当と認めるときは、規則第4条及び第13条の規定により、補助金の交付を決定し、額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条の2 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業補助金交付請求書(様式第2号-2)を提出するものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 偽りその他の不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 検査実施事業者の登録が取り消されたとき

2 知事は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(財産処分等)

第9条 規則第19条第1項第2号に規定する知事が指定する機械及び重要な器具は、取得価

格又は効用の増加の価格が単価50万円以上のものとする。

- 2 規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）別表に定めるところによるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 26 日以降、検査実施事業者が実施した事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日に施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
第 2 条 第 1 号 の事業	(1) PCR 検査等 ア 令和 4 年 6 月 30 日まで 検査 1 件につき 8,500 円※ イ 令和 4 年 7 月 1 日以降 検査 1 件につき 7,000 円 ウ 令和 4 年 9 月 1 日以降 ① 1 日あたりの総検査件数（1 月あたりの総検査件数（PCR 検査等と抗原定性検査の合計件数）を当該月の営業日数で割った数値。以下同じ。）が 50 件以下の場合 1 日あたりの総検査件数に占める PCR 検査等の件数の割合に 50 件を乗じて得た数以下の件数については、検査 1 件あたり 7,000 円 ② 1 日あたりの総検査件数が 50 件を超え、かつ、100 件以下の場合 1 日あたりの総検査件数に占める	<ul style="list-style-type: none"> 検査費用、検査キット代、検体採取容器代、包装費等 結果通知費用、検体管理費用、検体の送料、検査拠点における販売管理費等（PCR 検査等を検体採取場所以外で実施する場合に限る。） 	10/10 以内

	<p>PCR 検査等の件数の割合に 50 件を乗じて得た数を超える件数については、検査 1 件あたり 5,000 円</p> <p>③ 1 日あたりの総検査件数が 100 件を超える場合</p> <p>1 日あたりの総検査件数に占める PCR 検査等の件数の割合に 100 件を乗じて得た数を超える件数については、検査 1 件あたり 3,000 円</p> <p>(2) 抗原定性検査</p> <p>ア 令和 4 年 3 月 31 日まで 検査 1 件につき 3,000 円</p> <p>イ 令和 4 年 4 月 1 日以降 検査 1 件につき 1,500 円</p>		
第 2 条 第 2 号 の事業	<p>(1) 1 事業所につき 700,000 円</p> <p>(2) 検体採取場所を 1 事業所に 2 か所以上設置する場合は当該 1 事業所につき 1,300,000 円</p>	<p>検体採取場所を確保するための経費その他必要な費用として知事が認めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地の購入費用は対象としない。 ・ PCR 検査機器等の高額な設備を整備する場合は基本的にリースにより整備するものとする。 	10/10 以内

※ 検査実施事業者が医療機関である場合は、令和 3 年 12 月 31 日以降、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き 7,000 円とする。

別表第 2 (第 4 条関係)

1 区分	2 その他経費
1 日あたりの総検査件数が 50 件以下の場合	検査 1 件あたり 2,500 円
1 日あたりの総検査件数が 50 件を超え、かつ 100 件以下の場合	1 日あたりの総検査件数が 50 件を超える件数については、検査 1 件あたり 1,800 円
1 日あたりの総検査件数が 100 件を超える場合	1 日あたりの総検査件数が 100 件を超える件数については、検査 1 件あたり 1,100 円